

インターフェイス型調査方法の特性

—都道府県警察による「全国統一治安意識調査」—

Methodology of Interface Survey: The National Uniform Subjective Security Survey

松本 正生

Masao Matsumoto

1. 「インターフェイス型調査」

「住民の意識調査に関する有識者研究委員会（座長：松本正生、平成 26～27 年度、設置：警察庁）」は、治安対策の主な担い手である各都道府県警察が主体となって実施する「地域の治安に関する住民意識調査」のあり方を検討した。

調査の要件は、1) 地域間（主として都道府県間）比較および経年比較が可能であること、2)（調査結果の客観的な比較のためには）調査票だけでなく、調査方法も同一とし、継続して実施することが可能であること、の二点に他ならない。

議論の結果、提案に至った方法が「インターフェイス型調査」である。

同調査は、運転免許試験場・運転免許センターや警察署に免許更新申請に訪れた住民を対象とした自記式の質問紙調査である。実査の方式は、集合調査法のカテゴリーに属する。

われわれが提案した「インターフェイス型調査」は、平成 26(2014)年 12 月に埼玉県警の協力により実施した予備調査を経て、平成 27(2015)年 7～9 月に、『全国統一治安意識調査』（以下「全国調査」）として実施された。

「全国調査」は、各都道府県とも回収数が 1,000 前後、全数が約 50,000 という大規模調査であり、「インターフェイス型調査」結果の蓄積の第一歩に相当する。今後は、各都道府県警察単位で、当該調査を継続実施することが肝要である。調査結果は、居住地域の体感治安向上に資する具体的な対策作成の基本情報として活用されるであろう。調査の方法に関しては、「実施しやすさ」を念頭に、各々の実情に応じた条件で行えるよう配慮している。

2. 「インターフェイス型調査」の特性

本調査方法の利点と特性は、以下のよう
にまとめることができる。

a. 運転免許更新には年間 1,700 万人以上の人々が訪れる。運転免許更新は、警察しか持ちえない一般市民との貴重なインターフェイスである。全人口の縮図としての代表性にはやや欠けるものの、いずれの都道府県においても、地域住民の意識調査の母集団として、それほど大きな偏りは見受けられない。

b. 通常の世論調査方式の意識調査に関しては、対象者の協力を得ることが難

しくなっており、回収率の低下が生じている。これに対して、「インターフェイス型調査」は、他の調査方法では捕捉が困難な若い世代からの回答を得ることができる。

c. 住民基本台帳等からの標本調査にくらべて、人的および費用的コストが低く、継続的な実施が可能となる。

d. 現在、各警察で広く採用されている外部委託による調査とは異なり、警察が自前で実施する調査は、調査主体の問題意識や政策課題に応じたテーラーメイドの調査が可能となる。

e. 各都道府県警察で同じように実施できる現実的な方法であるため、同一条件で継続しやすい。加えて、すでに、いくつかの都道府県警察では試験場における調査が行われており、継続的に実施している都道府県警察も存在する。

f. 運転免許試験場等で行う「インターフェイス型調査」は、他の機関にはない警察オリジナルの調査である。調査を継続的に行うことを通じて、結果の蓄積は「警察独自の資産」となり、非常に大きな意義を持ちうる。

3. 「インターフェイス型調査」の課題

本調査の対象は、運転免許試験場等に訪れた運転免許更新申請者である。免許更新の講習区分には「優良」、「一般」、「違反」、「初回」、「高齢者」の5つがあり、「高齢者」と「初回」は、年齢構成に大きな偏りがある。本調査の結果で各都道府県における代表性を担保するためには、都道府県ごとの

年齢層別人口比率に概ね準じるよう、対象者の年齢層を免許更新の講習区分から推測し、事前に割り付けることが望ましい。

しかしながら、平成27年に行った『全国統一治安意識調査(全国調査)』の実施状況等からは、講習区分ごとの調査対象者数の決定や調査票の管理は、各都道府県警にとって負荷が非常に大きく、現実的ではないことが明らかとなった。

警察オリジナルのインターフェイス型調査である「全国調査」では、調査方法を統一することで、地域間・経年間の比較可能性が、さらには得られた都道府県ごとのデータの客観性が担保される。

本調査にとって「調査方法の統一」は非常に重要である。一方、その方法をあまり細かく規定すると、調査の実効性そのものが損なわれてしまう。「各都道府県警察に自らの調査として実施してもらうこと」を第一義に、統一された調査方法の中にも、各都道府県の実情に応じ柔軟に検討できる余地を残すことが肝要であろう。

「全国調査」の結果を踏まえ、われわれ有識者委員会では、「都道府県警察における実施のしやすさ」及び「対象者の答えやすさ」を主眼に、調査の基本的な方法を再検討し修正を加え、確定版を提案した次第である。また、調査実施要領や基礎的集計方法等も含めた標準マニュアルも作成している(詳しくは、住民の意識調査に関する有識者検討委員会『平成27年度警察庁委託調査研究報告書：地域の犯罪実態の分析に向けた意識調査に関する調査研究』2016.3を参照されたい)。

(埼玉大学社会調査研究センター教授)